

福島県特別支援教育振興会会津支部会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は、福島県特別支援教育振興会会津支部と称し、福島県特別支援教育振興会（以下本部という）会則第 5 条（支部規定）に基づき、組織する。
- 事務局は、福島県立会津支援学校に置く。
 - 所在地は福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 1 0 2 とする。
- 第 2 条 この会の会員は、福島県特別支援教育振興会会津支部の趣旨に賛同する個人会員、団体会員をもって構成する。
- 第 3 条 この会は、会津地区関係機関の連携を推進し、障がいがある人の教育と福祉の充実を図り、ひろく住民の理解と協力を得ることに努め、特別支援教育の振興に資することを目的とする。
- 第 4 条 この会は、前条の目的を達成するために次の行事を行う。
- 地区内特別支援教育の充実と振興
 - 卒業後の進路の拡充
 - 啓発活動の推進
 - その他のこの会の目的達成に必要な事業

第 2 章 役 員

- 第 5 条 この会に、次の役員を置く。
- | | | | | | | | |
|-----|-----|------|-----|----|-----|----|-----|
| 支部長 | 1 名 | 副支部長 | 若干名 | 理事 | 若干名 | 監事 | 2 名 |
|-----|-----|------|-----|----|-----|----|-----|
- この会に顧問をおくことができる。
- 第 6 条 役員を選出は、次の方法による。
- 支部長、副支部長、監事は、総会において選出する。
 - 理事及び顧問は、支部長が委嘱する。
- 第 7 条 役員の任務は、次のとおりとする。
- 支部長は、支部を代表し、会務を統括する。
 - 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 理事は、会の企画運営に参画する。
 - 監事は、会計を監査する。
- 第 8 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 会 議

- 第 9 条 総会は、年 1 回開催し、次のことを決定する。ただし、必要に応じ、臨時に開くことができる。
- 役員及び本部評議員の選出
 - 会則の改廃
 - 事業計画及び事業報告の承認
 - 予算の審議及び決算の承認
 - その他必要な事項
- 第 1 0 条 役員会は、支部長、副支部長、理事をもって構成し、必要に応じて開催し、総会における決定事項の執行及び緊急事項を処理する。

第 4 章 会 計

- 第 1 1 条 この会の経費は、会費及び寄付金、その他の収入をもって当てる。
- 第 1 2 条 会費は、本部会則 1 8 条に基づき、個人会費は、年額一口 1, 0 0 0 円とし、団体会費は、年額一口 5, 0 0 0 円とする。
- 第 1 3 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

第 5 章 補 則

- 第 1 4 条 事務局に、事務局長、事務局次長、庶務、会計をおき、支部長が委嘱する。
- 第 1 5 条 事務局に下記の簿冊を備える。
- 会員名簿、役員名簿、経理簿、会議簿、その他必要な簿冊
- 第 1 6 条 本会の表彰に関する規定は、別に定める。
- 第 1 7 条 その他、会の運営に必要な細則は、役員会の承認を得て、支部長が定める。

表彰規定

- 第 1 条 本会発展のため功績の顕著な者に表彰することができる。
- 表彰は功労表彰と特別表彰とする。
 - 功労表彰は、支部長及び副支部長が在任 5 年以上務めた場合に対して行う。
 - 特別表彰は、個人または団体に次の各号に該当する者に対して行う。
 - 篤志寄付者
 - その他表彰に値する業績のあった者
 - 表彰者は役員会が決定する。
 - 表彰は表彰状または感謝状を贈呈、記念品を贈呈することができる。
 - 功労表彰に該当する者の表彰の時期は、支部長、副支部長が退任したとき、総会において行う。但し、特別表彰については適時にこれを行うことができる。
- 第 2 条 本規定は、平成 2 5 年 5 月 3 0 日より施行する。

付 則

この会則は、昭和 6 0 年 2 月 1 5 日より施行する。

平成 1 1 年 5 月 1 8 日	一部を改正する。
平成 1 4 年 5 月 1 3 日	一部を改正する。
平成 1 9 年 1 0 月 2 6 日	一部を改正する。
平成 2 5 年 5 月 3 0 日	一部を改正する。
平成 2 8 年 5 月 2 6 日	一部を改正する。
平成 2 9 年 5 月 2 4 日	一部を改正する。
令和 元 年 5 月 2 9 日	一部を改正する。
令和 3 年 5 月 2 8 日	一部を改正する。